

定 款

岡谷鋼機株式會社

目 次

第1章 総 則

第1条	商 号	1
第2条	目 的	1
第3条	本店の所在地	2
第4条	機 関	2
第5条	公告方法	2

第2章 株 式

第6条	発行可能株式総数	2
第7条	自己の株式の取得	2
第8条	単元株式数	3
第9条	単元未満株式についての権利	3
第10条	単元未満株式の買増し	3
第11条	株主名簿管理人	3
第12条	株式取扱規程	3

第3章 株主総会

第13条	株主総会の招集	3
第14条	定時株主総会の基準日	4
第15条	招集権者および議長	4
第16条	決議の方法	4
第17条	議決権の代理行使	4
第18条	電子提供措置等	4

第4章 取締役および取締役会

第19条	員 数	4
第20条	選任方法	5
第21条	解任方法	5
第22条	任 期	5
第23条	役付取締役	5
第24条	代表取締役	5
第25条	取締役会招集通知	5
第26条	取締役会規程	5
第27条	相談役・参与・顧問	6
第28条	取締役の責任免除	6

第 5 章	監査役および監査役会	
第29条	員 数	6
第30条	選任方法	6
第31条	任期	6
第32条	常勤監査役	6
第33条	監査役会招集通知	7
第34条	監査役会規程	7
第35条	監査役の責任免除	7
第 6 章	会計監査人	
第36条	選任方法	7
第37条	任期	7
第38条	会計監査人の責任免除	7
第 7 章	計 算	
第39条	事業年度および決算期	8
第40条	剰余金の配当の基準日	8
第41条	中間配当	8
第42条	配当の除斥期間および利息	8

岡谷鋼機株式会社定款

(令和6年9月1日現在)

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、岡谷鋼機株式会社と称する。
英文では、OKAYA & CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)次の物品の売買、輸出入、代理および仲立
①鉄鋼、非鉄金属およびこれらの原料、製品ならびに鉱産物
②石炭、石油、ガスその他の燃料類およびこれらの製品
③機械、器具、工具、度量衡器、車両、船舶、航空機およびこれらの部品
④電気・電子・通信機器およびこれらの材料、部品
⑤化学製品、工業薬品類およびこれらの原料
⑥建築材料、家具、建具、什器
⑦食料および酒類ならびに農水産・畜産物およびこれらの加工品
⑧衣料用繊維製品、スポーツ用品、貴金属製品
⑨事務用機器、紙、事務用品、書籍、日用雑貨、荷造梱包資材
(2)鉄鋼および非鉄金属の切断・切削等の加工
(3)土木、建築物、管、電気、機械器具設置の各工事の設計、管理ならびに工事請負
(4)不動産の売買、賃貸借、仲介および管理
(5)動産の賃貸借、リースおよび仲介
(6)工業所有権およびソフトウェア等の取得、譲渡、利用ならびにこれらの仲介
(7)情報処理サービス業、情報提供サービス業および通信提供サービス業

- (8)古物売買業
- (9)倉庫業、貨物自動車運送業、貨物利用運送事業および梱包業
- (10)有価証券の運用および売買
- (11)損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (12)労働者派遣事業
- (13)文書作成事務等の請負業および出版印刷業
- (14)スポーツ施設および飲食店の経営
- (15)旅行業および旅行斡旋業
- (16)前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、71,142,400株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(3)次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令、または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、20名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第21条 取締役は、株主総会において解任する。

2. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長2名および専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(代表取締役)

第24条 取締役会長および取締役社長は、それぞれ会社を代表する。

2. 前項のほか必要に応じ、取締役会は、その決議によって代表取締役を選定することができる。

(取締役会招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(相談役・参与・顧問)

第27条 取締役会は、その決議によって、相談役、参与および顧問を定めることができる。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会で再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第38条 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度および決算期)

第39条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

(中間配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間および利息)

第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 配当財産が金銭である場合には利息を付さない。